

- 前回会議（第26回）の結論は、新小売が廃止取次するA案を標準として周知する方向とした。
- 今回は、以下のとおり、その周知内容・方法の事務局案をご確認いただきたい。

今回の会議で検討いただきたい事項

【標準フローをどのように周知するのか】

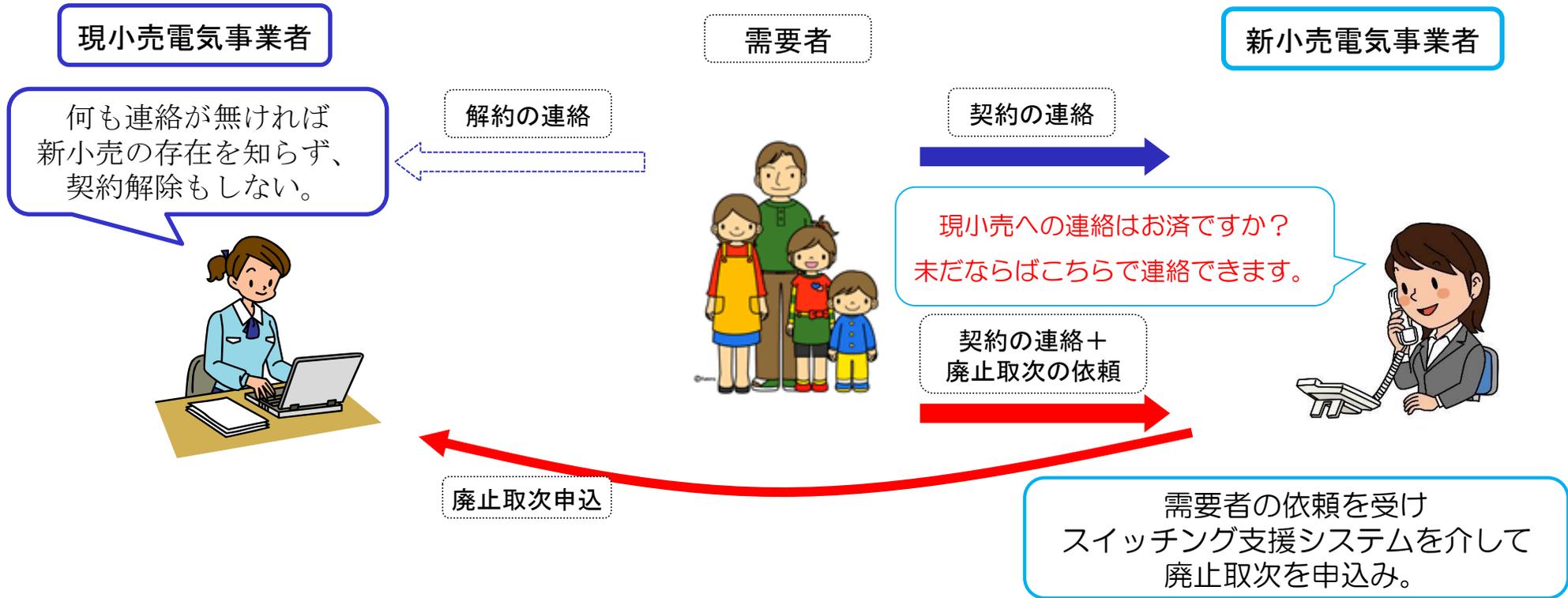
- (1) 周知内容の事務局案（p2～p5）の確認
- (2) 周知方法の事務局案の確認
  - 案1 マニュアルへの反映
  - 案2 全小売電気事業者へのメール連絡
  - 案3 広域機関HPへの掲載

【標準フローにおける留意点】

- 現小売電気事業者は需要者からの落選通知等を受けても、原則としてスイッチング廃止を申し込まない。ただし、需要者からスイッチング廃止の依頼を受けた場合は、この限りではない。
- 落札者となった新小売電気事業者は、需要者との契約に向けた協議等にて、需要者からスイッチング廃止取次を行うことについて了承を得る。（ここでもし需要者が現小売へスイッチング廃止を申し込んでいたならば、その事実が判明するため、新小売はスイッチング開始を申請する。）

## 【参考】一般的な契約切り替え（スイッチング）手続き

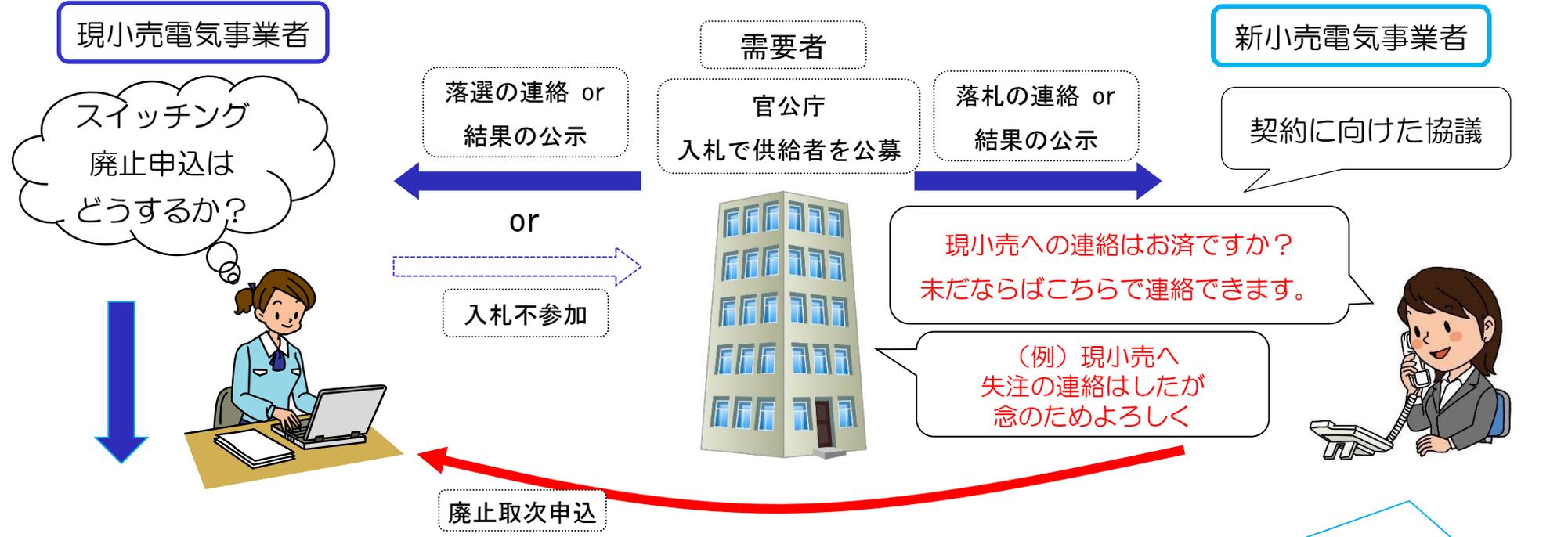
需要者は、小売電気事業者の契約切り替えの際に、新・現小売電気事業者への連絡を行う必要がありますが、新小売電気事業者（以下、新小売）へ、現小売電気事業者（以下、現小売）への解約連絡の代行を依頼できます。



新小売は、需要者がどちらの手続きを取るのかによって必要となるスイッチング手続きが異なりますので、新小売は需要者との契約手続きの際、需要者がどちらの手順で契約切り替えを行うのか、すなわち新小売は、現小売への解約連絡を代行（廃止取次申込）するかどうか、需要者へ確認することが必要です。

官公庁入札案件においては、現小売は入札に失注した、または入札に参加しなかったこと等を受けて新小売の存在を知ることができるため、現小売はスイッチング廃止申込を進めるべきか判断がつかないケースがあるとの意見が、スイッチング支援に関する実務者会議で課題として挙げられました。

ここで、新小売の廃止取次申込に先行して現小売がスイッチング廃止を申し込んでいた場合、新小売からの廃止取次の依頼を「廃止取次エラー」と判断される現小売の割合が多く、（判断は各社の事情による）その結果、エラー要因の確認作業により、関係事業者の業務負担が増えてしまうとの問題がありました。



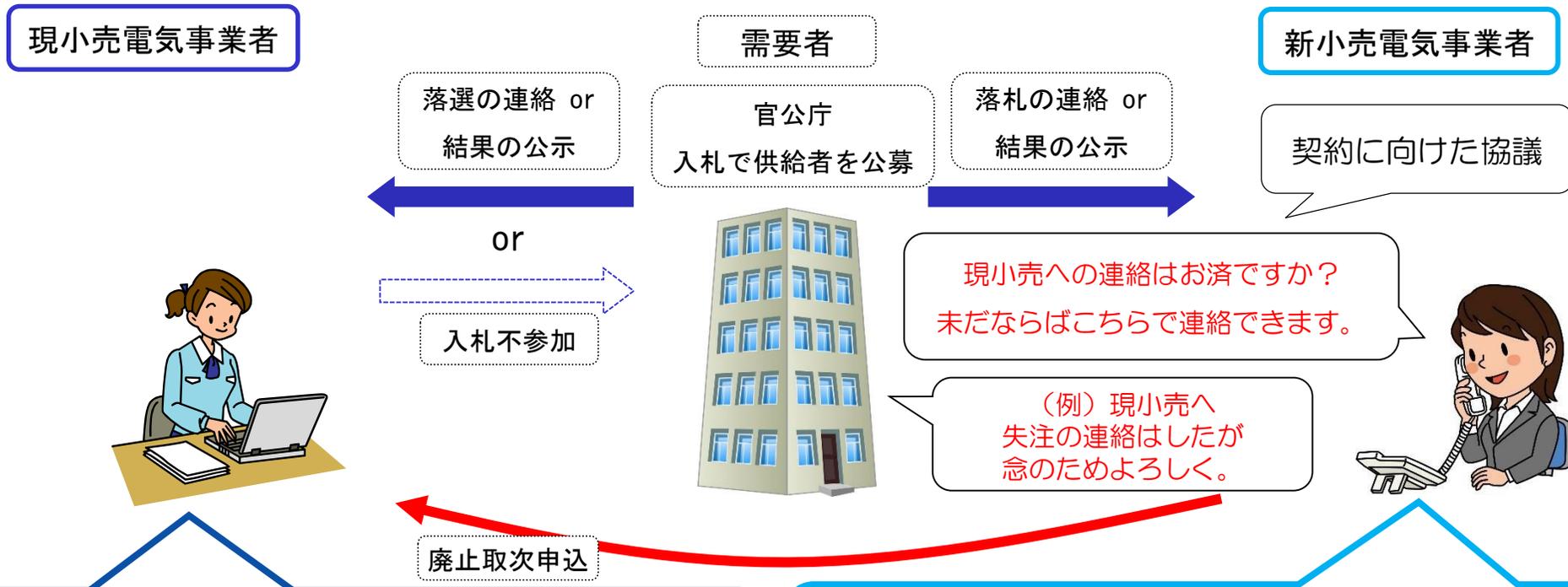
現小売が既にスイッチング廃止を申込み済みの場合、新小売からの廃止取次申込を「廃止取次エラー」と判断される現小売の割合は多く、業務負担増の要因に。

需要者に確認し、需要者から廃止取次依頼を得てスイッチング支援システムで廃止取次申込をする。

廃止取次エラー発生による業務負担を減らすため、スイッチング支援に関する実務者会議からのお願い

**官公庁入札案件**において、現小売は、新小売からの廃止取次申込を待つ運用を標準としてください

なお、小売電気事業者のスイッチング手続きは需要者からの依頼によることがルールとなっております  
上記運用を基本とするものの、現小売は需要者からのスイッチング廃止依頼にも対応願います



需要者からの明確な契約解除の依頼が無い限り  
新小売電気事業者からの廃止取次申込を待つ。

需要者に確認し、需要者から廃止取次依頼を得て  
スイッチング支援システムで廃止取次申込する。

小売電気事業者への標準フローの周知方法としては、以下の3つが考えられる。

- 案1 : スイッチング支援マニュアル（スイッチング編）への反映
- 案2 : 全小売電気事業者へのメール連絡
- 案3 : 広域機関HPへの掲載

- 小売電気事業者は現在も登録者数は増加している。
  - 恒久的な周知が必要と考えられるため、案1が適切か。
  - （→ 案3：広域機関HPへ掲載では、暫くすると情報が埋もれてしまうため、周知の効果は一時的になると考えられる。）
- 標準フローは、小売電気事業者の全員に周知しなければ効果が薄いと考えられる。
  - 案2：全小売電気事業者へのメール連絡が効果的か。

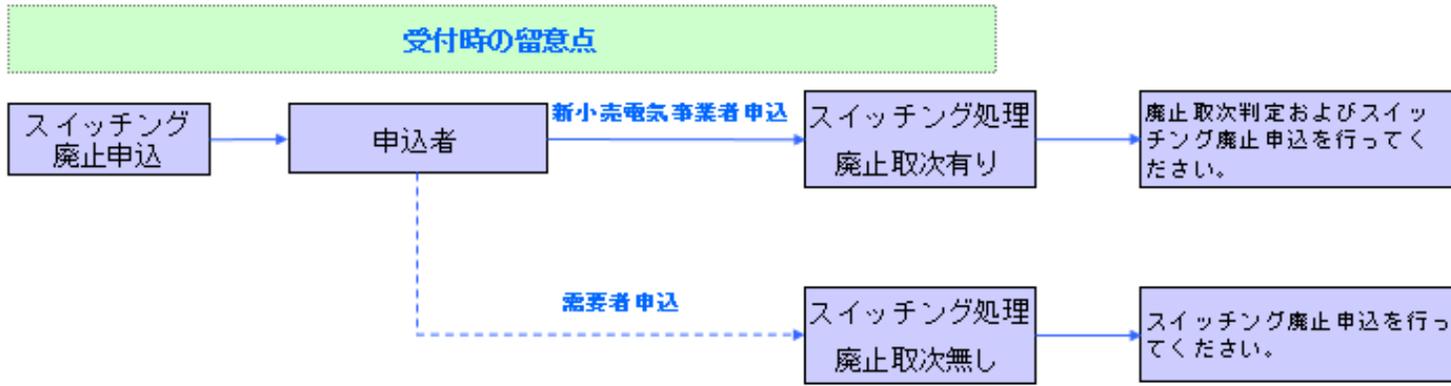
以上から、案1と案2の組み合わせで対応する souhait たいが、いかがか。

「案1：マニュアルへの反映」については、マニュアルのスイッチング廃止受付の説明の次のページへ、本資料、p4の内容を挿入する。

## 8\_スイッチング廃止受付

51

**(2) スイッチング廃止受付時の留意事項について**  
 スイッチング廃止の申込については、需要者から直接申込を受けるケースと、新小売電気事業者が需要者を代行してスイッチング支援システムの廃止取次により申込むケースがあり、手続き等が相違するため留意してください。



【ポイント】 需要者から直接契約の廃止を受付ける際は、転居等に伴う廃止と混同しないように留意が必要です。  
 ※ スイッチング廃止の場合は、通常の廃止とは異なり、需要者立会い可否や、廃止理由等の入力不要です。

廃止受付の説明の次に本資料のp4を一部修正し挿入

2 小売電気事業者への周知文案 (官公庁入札案件のスイッチング手続きについて)

廃止取次エラー発生による業務負担を減らすため、スイッチング実施に関する業務を自業からの依頼に  
 官公庁入札案件において、現小売は、新小売からの廃止取次申込を持つ運用も標準としてください

なお、小売電気事業者のスイッチング実績は電業連からの依頼によるものが中心となり、従って取りま  
 上取運用を基本とするもの、現小売は需要者からのスイッチング廃止依頼にも対応いたします

電業連からの的確な依頼情報の取扱いに留意  
 新小売電気事業者からの廃止取次申込を受け、  
 廃止者に確認し、需要者から廃止取次依頼書にて  
 スイッチング支援システムで廃止取次申請する。